

岐阜県公報

号外(二) 平成二十八年 四月二十八日

目次

公 示

岐阜県庁舎(行政棟・議会棟等)建設工事の設計プロポーザルに関する実施公告

(管 財 課) 一

公 示

○岐阜県庁舎(行政棟・議会棟等)建設工事の設計プロポーザルに関する実施公告
岐阜県庁舎(行政棟・議会棟等)建設工事の設計に関する公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 業務概要

- (1) 業務名 岐阜県庁舎(行政棟・議会棟等)建設工事の基本設計及び実施設計
 - (2) 業務内容 行政棟・議会棟建設工事の基本設計及び実施設計業務 一式
県民サービス棟建設工事の基本設計業務一式 等
 - (3) 履行期限 基本設計 平成29年9月末(予定)まで
実施設計 平成30年9月末(予定)まで
 - (4) 設計委託金額 590,944,680円(消費税及び地方消費税を含む。)以下を想定
- 2 参加者の資格要件
- 岐阜県庁舎(行政棟・議会棟等)建設工事の設計プロポーザル(以下「設計プロポーザル」という。)に参加する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する設計共同体(以下「設計JV」という。)とする。
- (1) 設計JVに関する要件
 - ア 構成員数は、2者又は3者とする。
 - イ 各構成員は、設計プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていないこと。
 - ウ 代表構成員を除く構成員の出資比率の合計は、20%以上とすること。
- (2) 全ての構成員に関する要件

<p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。</p> <p>イ 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿（「建築設計」に限る。）に記載されている者であること。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者において同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者において同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。</p> <p>エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一般建築士事務所登録を受けていること。</p> <p>オ 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づくと入札参加資格停止措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に受けていないこと。</p> <p>カ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づくと入札参加資格停止措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>キ 平成28年9月末時点で本設計業務の実施が可能な体制であること及び書類提出時の配置予定技術者が本設計業務を担当すること。なお、再委託については、構造、設備及び積算に限り認める。</p> <p>ク 設計プロポーザルに参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的として当事者間で連絡を取ることが、談合等不正な行為とは解さない。</p> <p>（ア） 資本関係 次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。</p> <p>（イ） 親会社と子会社の関係にある場合</p>	<p>（ii） 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>（イ） 人的関係 次のいずれかに該当する場合。ただし、（i）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が終了していない会社である場合を除く。</p> <p>（i） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>（ii） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>（ウ） その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>（ア）及び（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合</p> <p>ケ 岐阜県庁舎建設に係るオプティム環境プログラムミング等業務委託の受託者である株式会社岡村製作所（再委託等により当該業務の一部を実施した者を含む。）又はこれと資本関係若しくは人事面において次のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>（i） 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>（ii） 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者</p> <p>（3） 代表構成員に関する要件</p> <p>ア 平成13年4月から参加表明書の提出期限の日までの間に、延床面積（増築の場合にあっては、増築面積）が31,000㎡以上の庁舎又は事務所（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けたものに限る。）の新築若しくは増築の設計の実績があること。ただし、建築物の用途が複合用途の場合は、庁舎又は事務所の用に供する部分及びこれに付随する共用部分の床面積の合計を延床面積とする。</p> <p>イ 設計JVにおける出資比率は、構成員のうち最大であること。</p> <p>3 評価</p> <p>（1） 評価会議の組織</p> <p>ア 最適候補者及び次点者（以下「最適候補者等」という。）の選定に係る評価は、建築その他の専門分野の有識者と岐阜県に精通した有識者をもって構成された評価会議により実施する。</p> <p>イ 評価会議は、非公開で行う。</p> <p>ウ 評価会議構成員の氏名は、評価結果の発表時に公表する。</p>
---	---

(2) 評価及び選定方法

ア 評価は、評価会議が2段階で実施する。第1次評価は、参加表明書及び技術提案書（以下「提出書類等」という。）について書類による採点評価を実施する。第2次評価は、参加表明書及び見積書については書類による採点評価、見積書を除く技術提案書についてはヒアリングによる採点評価を実施する。

イ 果は、評価会議の第1次評価の評価点を基に、5者程度の第2次評価参加者を選定する。

ウ 果は、評価会議の第2次評価の評価点を基に、最優秀候補者等を選定する。ただし、評価結果が一定の基準を満たしていない者を除く。

エ 最高点の者が複数ある場合は、再評価を実施する。再評価の最高点の者が複数ある場合は、くじ引きにより決するものとする。

オ 参加者が1者のみの場合は、評価結果が一定の基準を満たしているか判断する。評価結果が一定の基準を満たしていると判断した場合は、当該参加者を最優秀候補者とし、満たしていないと判断した場合は、再度公募を実施するものとする。

4 評価結果の発表

(1) 第1次評価の結果については、参加者全員に通知する。

(2) 第2次評価の結果については、第2次評価参加者全員に通知する。

5 契約の締結交渉
評価会議での評価の結果を受けて県が選定した最優秀候補者と契約の交渉を行うものとする。
なお、最優秀候補者との交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

6 手続等

(1) 担当部局

〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県総務部管財課県庁舎建設室

電話 058 272 1148 (直通)

(2) 募集要領の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 平成28年4月28日(木) から平成28年5月27日(金) まで

イ 配布場所 次に示す岐阜県のホームページに掲載する。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

(3) 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成28年5月20日(金) から平成28年5月27日(金) までの毎日(県の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 6の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(4) 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成28年6月28日(火) から平成28年7月8日(金) までの毎日(県の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 6の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(5) ヒアリング

ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、第2次評価参加者に後日配付する「ヒアリング参加要請書」により通知する。

7 その他

(1) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 契約後に、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(3) 詳細は、募集要領、参加表明書作成要領、技術提案書作成要領等による。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Design development and construction documentation of the buildings of the Gifu Prefectural Government (administration offices, Prefectural Assembly, and relevant offices)

(2) Deadline for expressing interest: 5:00 P.M. 27 May 2016

(3) Deadline for the submission of proposals: 5:00 P.M. 8 July 2016

(4) For further information, please contact:

Prefectural Government Building Construction Office
Property Division
Department of General Affairs
Gifu Prefectural Government

Address: 2-1-1 Yabuta-minami,
Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1148

平成二十八年四月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社